産業サイバーセキュリティセンター修了者コミュニティ規約

制定　平成 30 年 5 月 11 日
改正　平成 30 年 7 月 11 日
改正　平成 31 年 3 月 20 日
改正　令和元年 6 月 20 日
改正　令和 2 年 1 月 8 日
改正　令和 2 年 10 月 28 日
改正　令和 3 年 11 月 11 日
改正　令和 4 年 7 月 4 日

第１章 総則

（名称）

第１条　本会の名称を叶会（かなえかい）とする。

（目的）

第２条 本会は、次の各号に掲げることを目的とする。

一　独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）産業サイバーセキュリティセンター（以下「センター」という。）が提供する中核人材育成プログラム（以下「プログラム」という。）の修了者（以下、単に「修了者」という。）が、プログラムの修了後も自身の知見を最新なものに維持及び更新することが可能なように、サイバーセキュリティの専門家から最新のセキュリティ情報を修了者に発信する仕組みを設けること

二　修了者が、プログラムを通じて培った人脈を、修了年次を超えて、公私に渡り活用し、情報交換、議論、交流、パートナーシップ構築等を行うことを支援すること

三　修了者の知見やノウハウを産業界や社会に還元していくために、様々な業界や地域において、修了者が中心となり、産学自治体を巻き込んだコミュニティを組織し、情報発信、啓発、人材育成等の事業を展開することを支援すること

（活動）

第３条 本会は、第２条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

一　修了者相互の情報共有及び交流、会員名簿の管理、年次総会の開催、並びに、会員ポータルサイトの維持管理

二　修了者へのサイバーセキュリティに関する情報の提供（以下「情報提供活動」という。）

三　修了者がセンターに貢献するための調整

四　修了者が社会や産業界に貢献するための調整

五　その他、本会の目的達成上必要となる活動

第２章 組織

（会員等）

第４条 本会は、修了者のうち入会を希望する者を会員とする。

２　本会は、プログラムの教員会議を構成する講師（以下、単に「講師」という。）及びセンターの事務局職員（以下、単に「事務局職員」という。）並びにそれらの経験者のうち入会を希望する者を特別会員とする。

３　本会は、前項の者に加え、セキュリティ関連省庁の職員及びそれらの経験者（プログラムに関与したことがなく、いずれの修了者とも面識のない者を除く。）であって、会員又は特別会員（以下「会員等」という。）からの推薦を受けて第１１条の幹事が入会させることを必要と認める者について、第１６条に定める役員会の同意及び本人の入会希望がある場合に、特別会員とすることができる。

（退会）

第５条　会員等より退会を依頼された場合、会長は退会を認めることができる。また、退会した会員等より再入会の要望があった場合、会長は入会を許可する事ができる。

（除名）

第６条　会員等が次に掲げる事項に該当すると認められる場合、第１６条に定める役員会の決議を経て、除名することとする。

一　サイバー犯罪に係る実刑に処せられた場合

二　前号の他、悪意により国内外の企業や産業のサイバーセキュリティの低下を図った場合

三　プログラムの受講時に機構理事長と交わした秘密保持に関する誓約書に反した場合

四　前各号の他、本会会員として遵守すべき規範に著しく反する行為を行った場合

２　前項の規定により除名された修了者、又は、講師、事務局職員若しくはそれらの経験者の再入会は、原則として許可しないこととする。

（会員資格の喪失）

第７条　第５条及び第６条の場合の他、会員等は次に掲げる事項に該当すると認められる場合、その資格を喪失する。

一　死亡し若しくは失踪宣告を受けた場合

二　会員資格を欠くに至ると役員会が判断した場合

（役員）

第８条 本会に、次に掲げる役員を置く

一　会長

二　副会長

三　講師幹事

四　事務局幹事

（会長）

第９条 会長は、第１１条第３項に定める年次代表修了者幹事の中から互選により選出する。会長の任期は二年とし、再選を妨げないものとする。なお、任期途中において、当人より辞任の申し出があった場合は、他の年次代表修了者幹事の中から互選により新しい会長を選出し、その者と交代することができることとし、新しい会長は辞任した会長の任期を引き継ぐこととする。

（副会長）

第１０条 会長は他年次の年次代表修了者幹事の中から、各年次１名の副会長を指名することができる。副会長は会長を補佐し必要な場合これを代行する。

（幹事）

第１１条 幹事は、次に掲げる者とする。

一　修了者有志による幹事（以下「修了者幹事」という。）

二　修了者幹事のうち年次をとりまとめる幹事（以下「年次代表修了者幹事」という。）

三　講師から選ばれた幹事（以下「講師幹事」という。）

四　事務局職員から選ばれた幹事（以下「事務局幹事」という。）

２　修了者幹事は、事務局幹事が、講師の助言を受けて、修了年次あたり約三名の候補者を選定し、それらの者に依頼する。修了者幹事の任期は四年とし、再選を妨げないものとする。なお、任期途中において、当人より辞任の申し出があった場合は、他の同じ修了年次の会員と交代することができることとし、新しい修了者幹事は辞任した修了者幹事の任期を引き継ぐこととする。

３　年次代表修了者幹事は、前項に定める修了者幹事の中から互選により修了年次あたり原則一名程度選出する。年次代表修了者幹事の任期は二年とし、再選を妨げないものとする。年次代表修了者幹事は同年次の副会長の委任を受けて副会長の代わりに役員会に代理出席することができる。年次代表修了者幹事が代理出席できない場合に限り、上記代替として同年次の修了者幹事が代理出席することも可とする。なお、任期途中において、当人より辞任の申し出があった場合は、他の同じ年次の修了者幹事の中から互選により新しい年次代表修了者幹事を選出し、その者と交代することができることとし、新しい年次代表修了者幹事は辞任した年次代表修了者幹事の任期を引き継ぐこととする。

４　講師幹事は、幹事（講師幹事を除く）の過半数の同意に基づき、講師の中から約一名を選出する。講師幹事の任期は四年とし、再選を妨げないものとする。なお、任期途中において、当人より辞任の申し出があった場合は、他の講師の中から新しい講師幹事を選出し、その者と交代することができることとし、新しい講師幹事は辞任した講師幹事の任期を引き継ぐこととする。

５　幹事は、第２条の目的を達成するために、会員の取組みを支援する。

（アドバイザー）
第１２条 講師幹事を除く講師は、アドバイザーとして本会の運営に対して助言を行う。
（事務局）
第１３条 第３条に掲げる活動を円滑に運営するために本会の事務を処理する事務局をセンターに置く。
（部会の設置）
第１４条 本会は第２条の目的を達成するために部会を置くことができる。
２　部会設立は発起人（会員等）の発意に基づき部会設立申請書（以下「申請書」という。）を事務局宛に申請する。
　事務局は申請のあった申請書を役員会に諮る。役員会はこの申請書をもとに審議し、設立の可否を判断する。
３　部会運営は参加者が、必要に応じて職務を分担し運営に当たる。事務局は必要に応じて支援する。また、部会は年度ごとにその活動内容を記した活動報告書及び参加者に増減があった場合は参加者名簿を事務局宛に報告する。事務局はその活動報告書等を役員へ共有する。
４　部会を解散する場合は、代表者もしくは参加者より部会参加者過半数（意思確認時、無回答者を除く）の同意をもってその旨を「部会解散届（以下、「解散届」という。）」に記して事務局宛に届ける。事務局は届出のあった解散届を役員会に諮る。役員会はこの届出をもとに審議し、解散の可否を判断する。また、活動実績がない、設立目的・趣旨から大きく逸脱した活動となっているなどと判断される場合、役員会は部会を解散させることができる。
（外部団体への参画）
第１５条 本会は第２条の目的を達成するために外部団体に参画することができる。
（ロゴマーク・名義）
第１６条 会員等は、本会が定める会員等であることを示すロゴマーク・名義を使用することができる。
２　本会は、外部団体に参画する場合にロゴマーク・名義を使用する。
３　第６条第１項の規定により除名された修了者、又は、講師、事務局職員若しくはそれらの経験者は前項のロゴマークを使用してはならない。

第３章 役員会

（役員会）
第１７条 本会の役員会は全ての役員をもって構成される。
２　本会の重要事項の決定のために、要すれば、会長は役員会を招集する。役員会の開催にあたっては緊急の場合を除き２週間以上前に招集するものとする。
３　役員会は役員の過半数の参加をもって成立する。但し、会長、講師幹事及び事務局幹

事の参加は必須とする。
４　役員会は、メーリングリスト、SNS 等を活用し、役員会の審議に代えることができる。
５　役員会の決議には役員会出席者の過半数の賛成に加え、会長、講師幹事及び事務局幹事の賛成を要する。

（拡大幹事会）

第１８条 本会の拡大幹事会は全ての役員および幹事をもって構成される。
２　本会の重要事項の協議のために、要すれば、会長は拡大幹事会を招集する。拡大幹事会の開催にあたっては緊急の場合を除き２週間以上前に招集するものとする。
３　拡大幹事会は役員および幹事の４分の１の参加をもって成立する。但し、会長、講師幹事及び事務局幹事の参加は必須とする。

第４章　情報提供、情報共有及び利用

（情報提供）

第１９条　情報提供活動においては、機構又は会員等が入手した脆弱性、脅威及びインシデント並びにそれらへの対策、セキュリティ強化に資する技術的又は実務的知見、サイバー空間における動向、その他のサイバーセキュリティに関する情報について、会員ポータルサイトにリンクされた情報共有ツールを使って、会員等に提供する。
２　会員等は、情報提供活動で入手した情報について、別に定める規約に基づき、適正に使用又は共有を行わなければならない。

（情報共有及び利用）

第２０条　本会は、第２条の目的を達成するために、叶会総会及び部会等により情報共有を推進する。
２　情報共有にあたり、機構または会員等は次の原則を尊重する。
一　著作権法、その他の法令を遵守し、機構または会員等の権利を害しないこと。
二　発信する者は、発信した情報を機構または会員等が第２条の目的を達成するためにのみ利用することを許諾する。
三　前項の情報の利用にあたっては、自己責任を旨とし、発信者の責任は問わない。
四　情報の利用者は、次条のほかに特に発信者が定めた利用条件があるときはこれを遵守する。

（情報共有の条件）

第２１条　情報を発信する機構または会員等は、予め、一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンターが定義する TLP（Traffic Light Protocol）等に基づき、使用及び共有の条件を設定しなければならない。

第５章 会費

（入会費等）

第２２条　本会の入会費及び年会費は無料とする。
（会費の徴収）
第２３条 本会の運営において、次に掲げるような経費の発生時に、事務局は、要すれば、会員から、実費に基づき、会費を徴収する。
一　年次総会の参加費
二　その他、会員個人に明確に裨益する経費
２　経費の発生ごとに、事務局幹事は、会費の経理を行い、経費の支払いが終了した後は、速やかに会長に会計報告をおこない、その承認を得なければならない。

第６章 付則
（個人情報の保護）
第２４条　本会は、第３条第１号の会員名簿の管理、その他の会員等から提供された個人情報の管理において、別に定める個人情報の取り扱いについての規約に基づき、個人情報の保護に努めるものとする。
（運営細則）
第２５条　叶会を運営するにあたっての細則を別に定める。

（規約改正）
第２６条　本規約を改正する場合は役員会において議決する。
（施行）
第２７条　本規約は改正を行った同日から施行する。